

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 ヒアリング資料

令和4年9月26日



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

(厚生労働省所管 特別民間法人)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（略称・陸災防）について

労働災害防止団体にに基づき、陸上貨物運送事業を営む事業主及びその事業主の団体等を会員として企業の自主的な労働災害防止活動の促進を通じ、労働災害の防止を図ることを目的として、昭和39年に設立された厚生労働省所管の特別民間法人

▶会員事業場数：47,924事業場（会員事業場の労働者数：1,245,985人）
（令和3年10月31日現在）

主な活動

次のような活動を通じ会員事業場の労働災害防止を支援

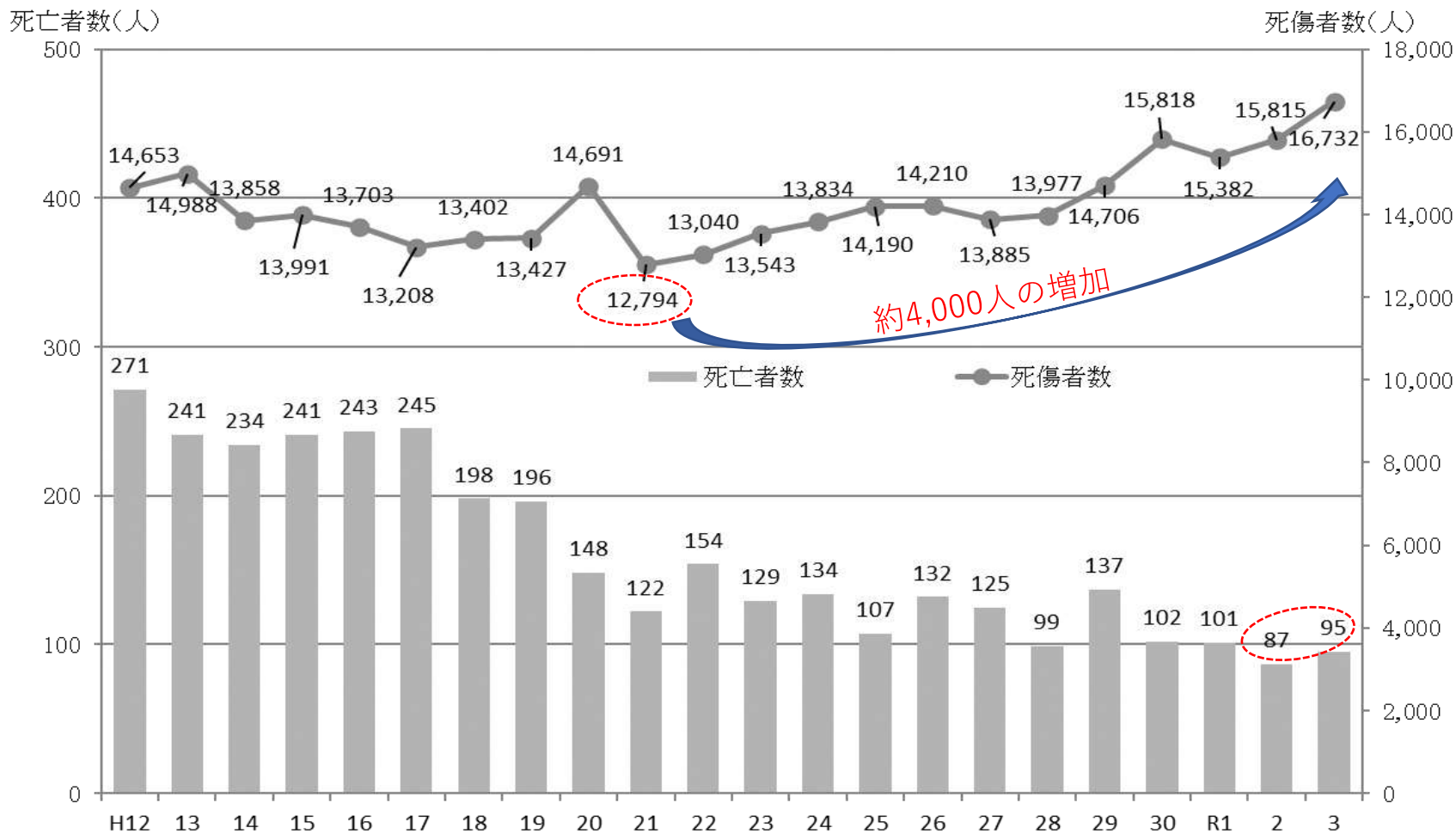
- ① 労働災害防止の中期的計画の策定や重点として取り組む事項などを示すこと
- ② 労働災害防止のための新たな手法の開発と普及を図ること
- ③ 荷役労働災害防止に関する安全衛生教育等の実施
- ④ 全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会の開催など安全衛生意識の高揚
- ⑤ 広報誌、ホームページなどによる広報の実施

協会のあゆみ

昭和39年	労働災害防止団体法施行 陸上貨物運送事業労働災害防止協会発足 （労働大臣認可）
昭和40年	広報誌「陸運と安全」創刊
昭和41年	第1回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会開催 安全標語の募集を開始
昭和47年	労働安全衛生法公布（労働省）
昭和55年	協会のシンボルマーク制定
昭和61年	第1回全国フォークリフト運転競技大会開催
平成26年	創立50周年記念第50回陸上貨物運送事業労働災害防止大会開催
平成27年	フォークリフト荷役技能検定を開始
令和2年	「陸運と安全衛生Year Book」を創刊、全会員にお届け
令和3年	陸災防労働災害事例生成ツール運用開始

陸運業における労働災害の発生状況

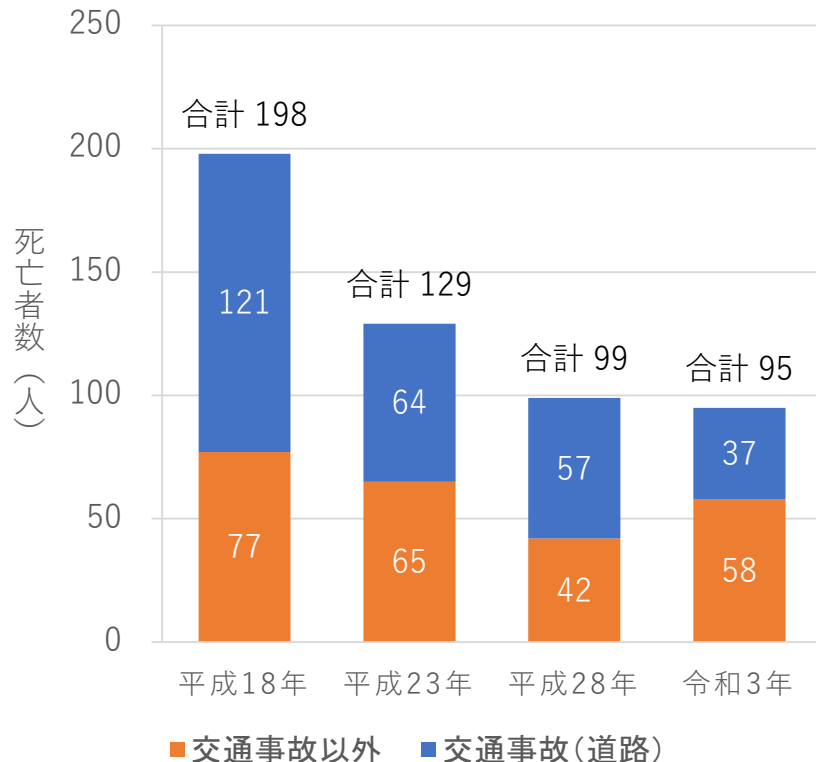
- 死亡災害は、長期的には減少傾向、令和2年以降100人を下回る水準
- 死傷災害は、平成21年に最少を記録した以降は増加傾向



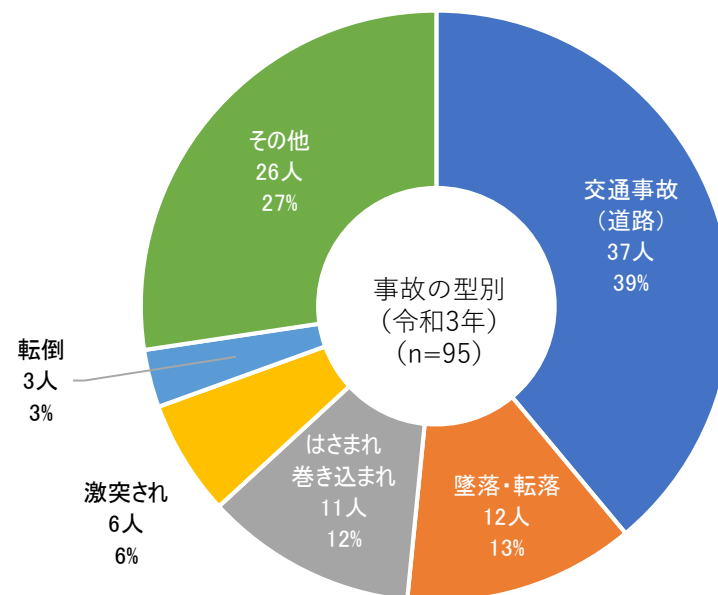
陸運業における死亡災害の動向

- 交通事故による死亡者数は、人数、構成比ともに減少傾向にあるものの、令和3年では労働災害による死亡者数全体の約4割を占め、依然として事故の型別では最多。
- 交通事故以外による死亡者数は、顕著な減少傾向は見られない。

陸運業における死亡者数の推移



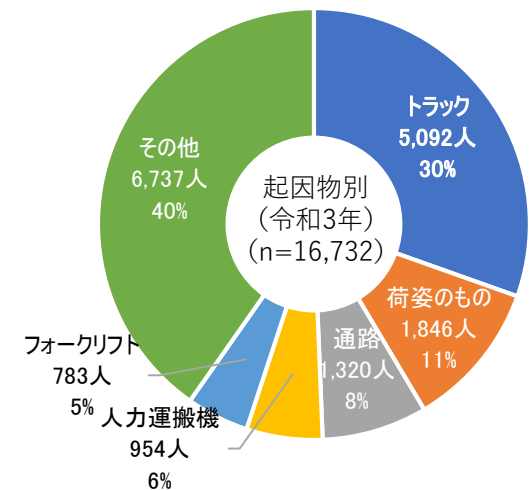
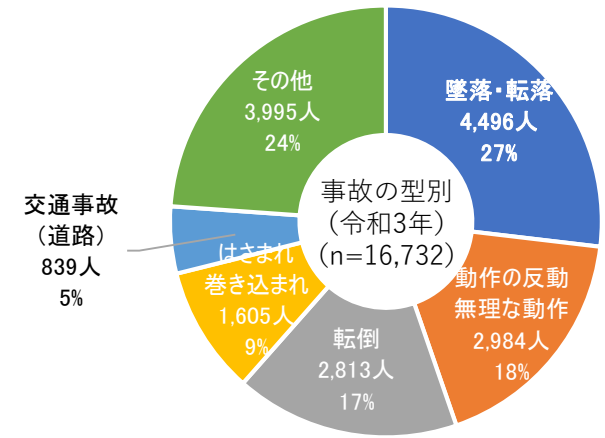
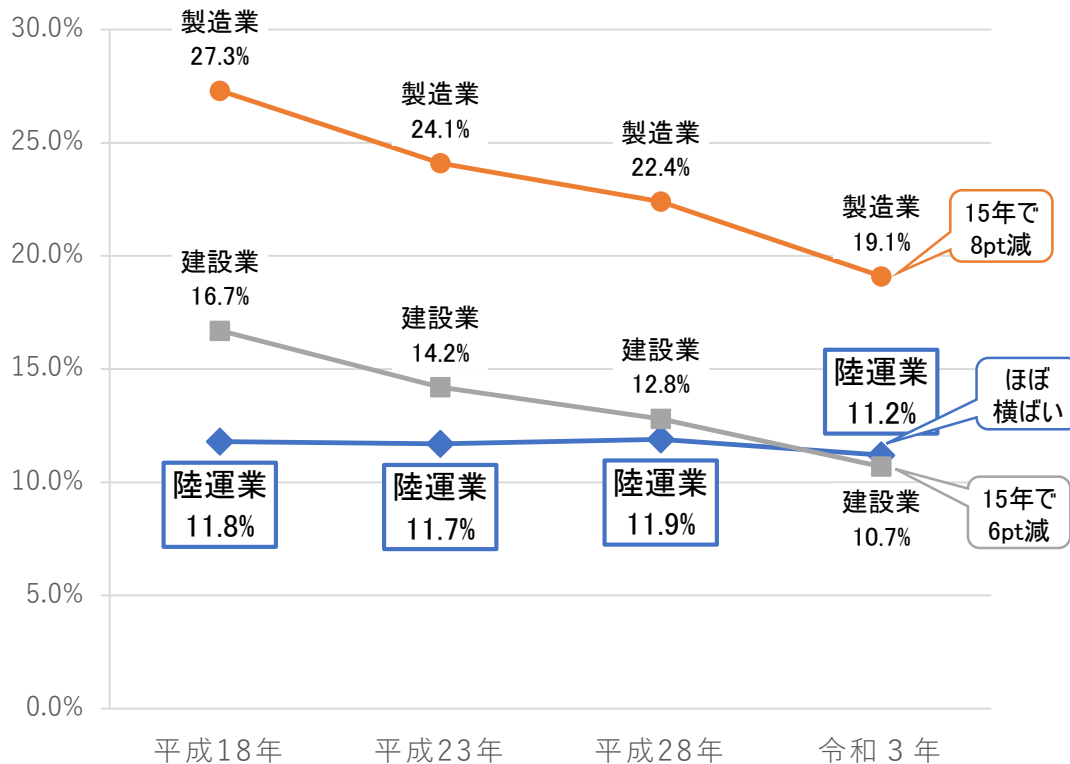
陸運業における死亡者数の内訳



陸運業における死傷災害の動向

- 製造業や建設業の死傷者数の構成比は縮小傾向にあるのに対し、陸運業の構成比は11～12%程度で横ばい。
- 陸運業における死傷災害において、事故の型の最多は墜落・転落（27%）、起因物の最多はトラック（30%）。

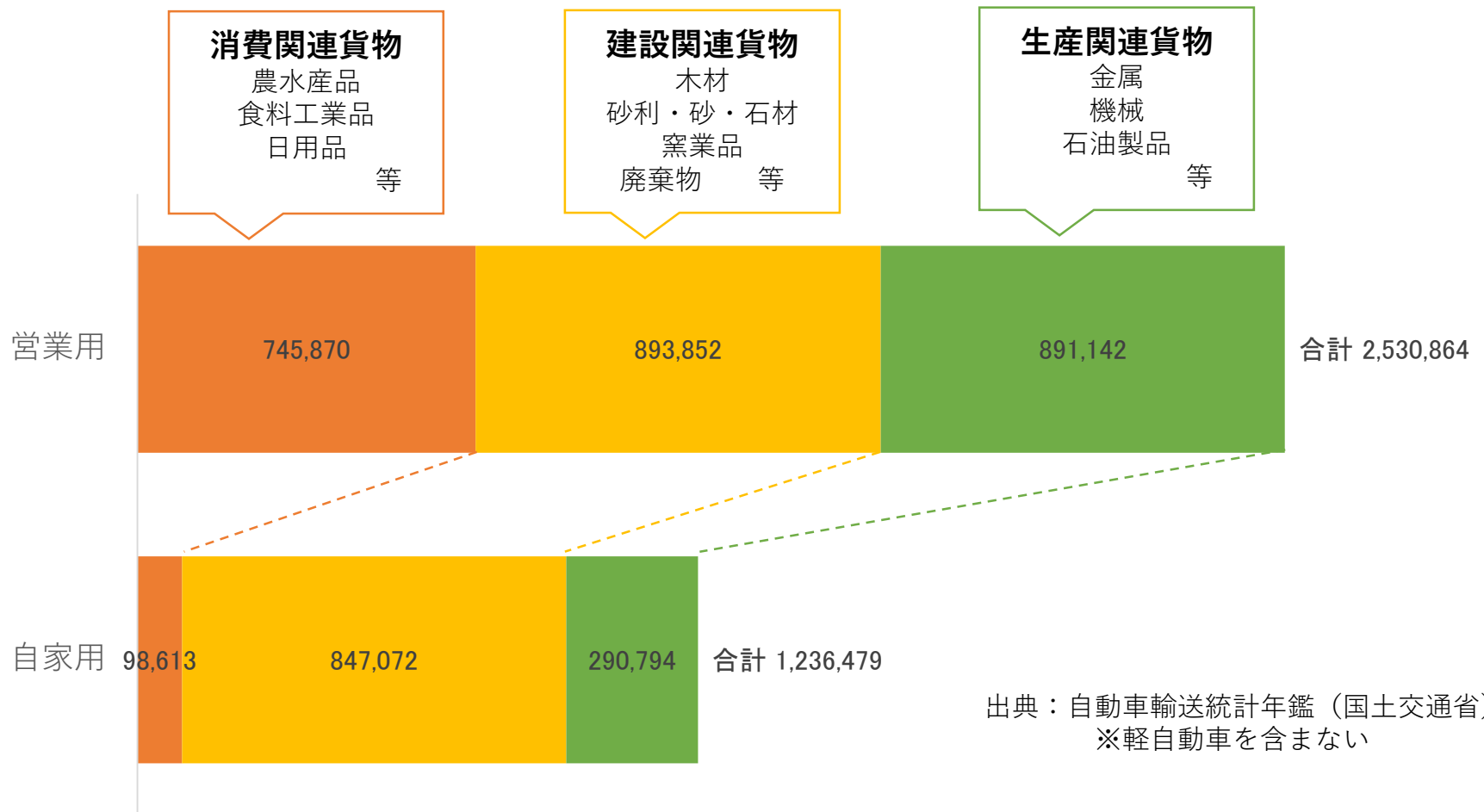
死傷者数の業種別構成比の推移



営業用・自家用別品目別輸送トン数

(主要品目、単位：千トン、令和2年度)

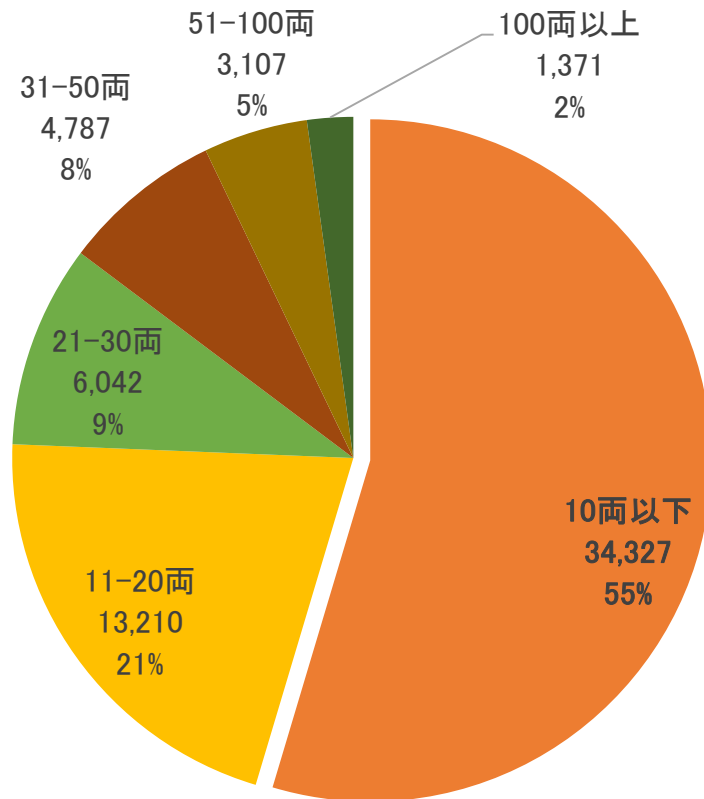
- 建設関連貨物は、自家用車両と営業用車両での輸送量はほぼ同程度であるが、消費関連貨物は88%、生産関連貨物は75%が営業用車両で輸送されている。



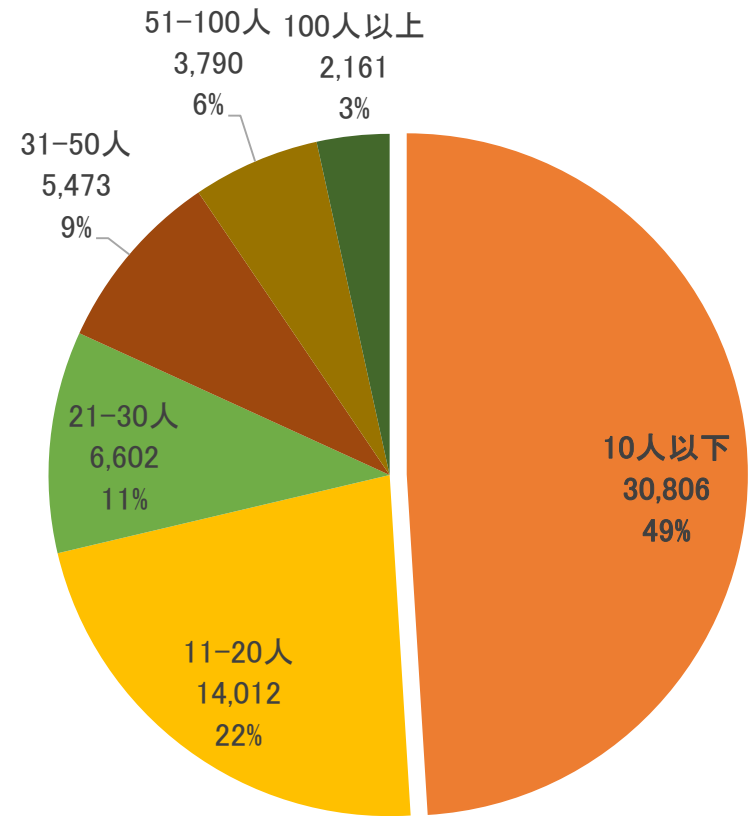
貨物自動車運送事業 規模別事業者数（令和2年度）

- 貨物自動車運送事業者は、保有車両数10両以下の事業者が55%、従業員数10人以下の事業者が49%と、小規模事業者の割合が高い

車両数別
(n=62,844)

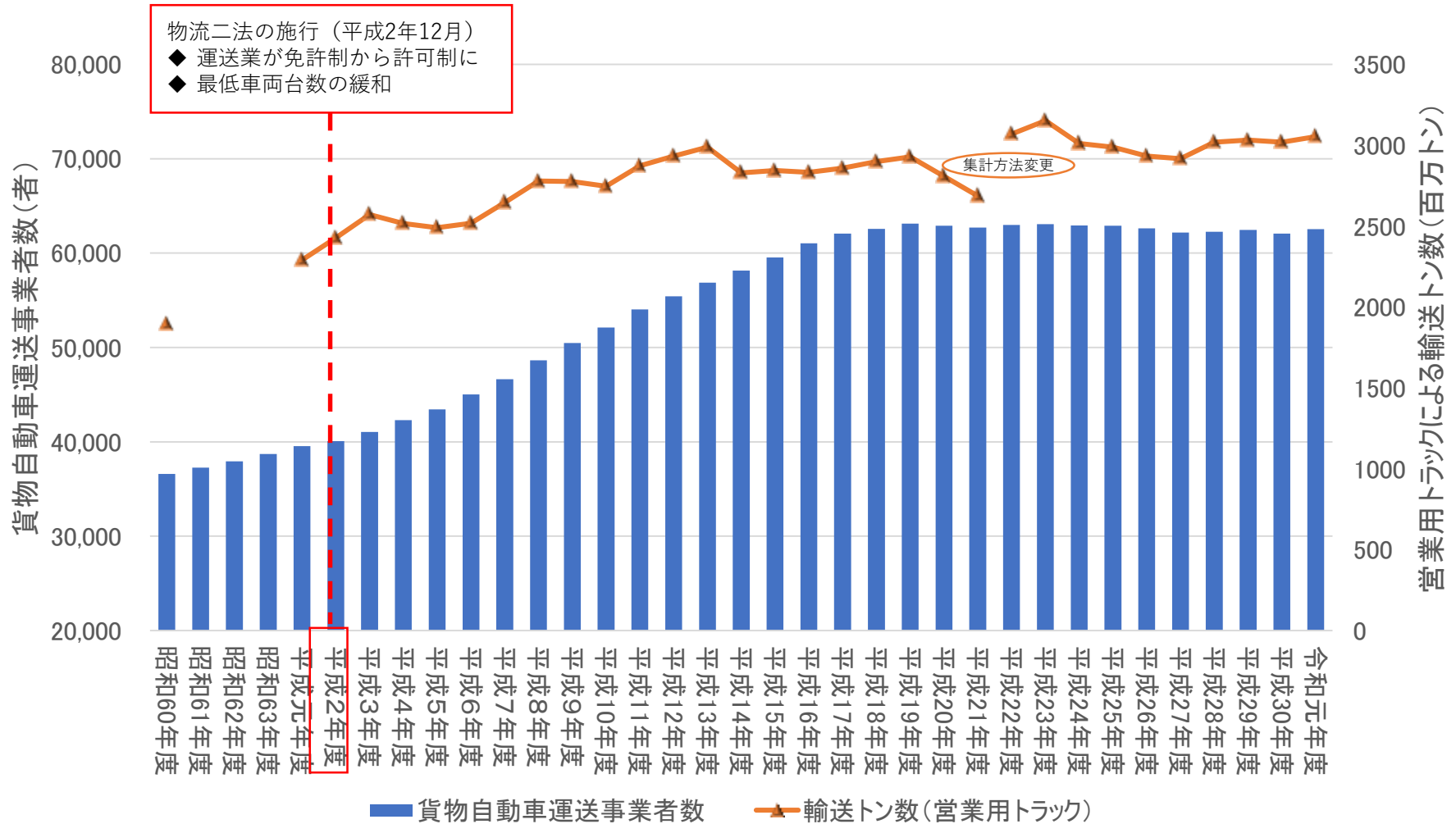


従業員数別
(n=62,844)

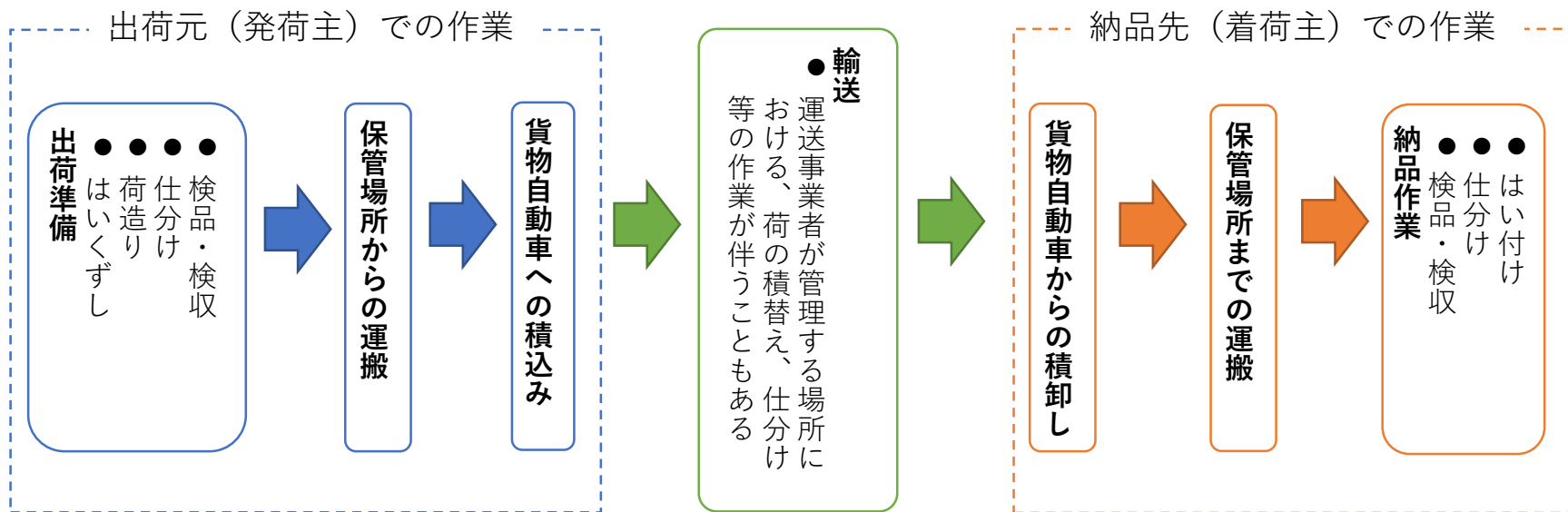


貨物自動車運送事業者数と営業用トラックによる貨物輸送量の推移

- 平成2年度の規制緩和以降、トラック運送事業への新規参入事業者が急増したが、取扱貨物量はそれほど増加しておらず、事業者間の競争が激化している。



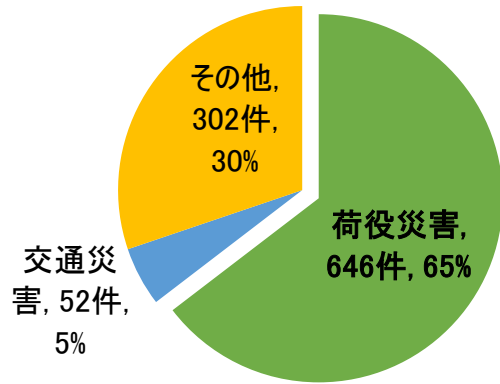
陸上貨物運送作業の流れと作業が行われる場所の関係



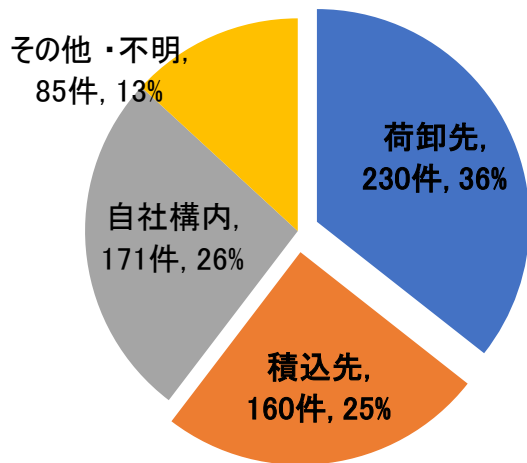
陸運業の荷役作業における労働災害の発生状況

(令和2年死傷災害1,000件の無作為抽出分析より)

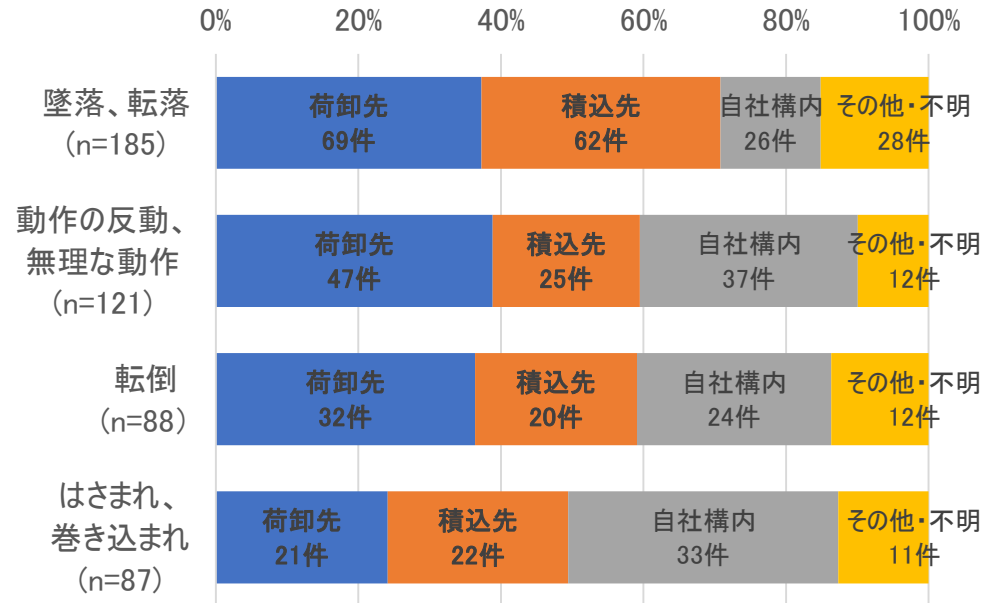
労働災害の65%が荷役災害



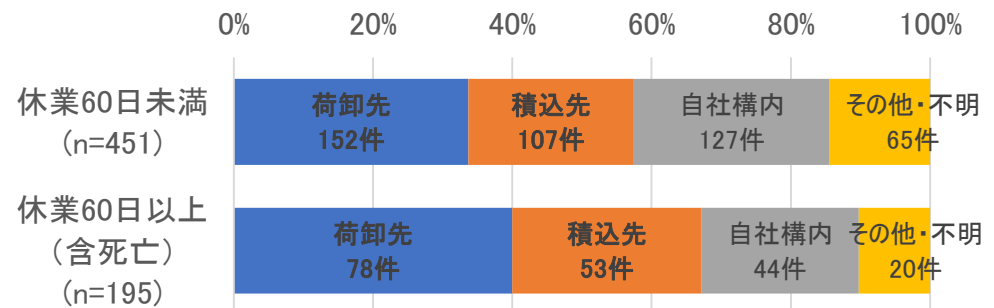
荷役災害の約60%が荷主先（発・着）で発生



事故の型別 発生場所の内訳



休業見込み日数別 発生場所の内訳



荷主先における荷役災害事例

荷主先における荷役作業には以下の特徴があり、荷役災害防止には荷主側事業者の協力が不可欠である。

- ① 作業場所や当該場所に備え付けられている機械設備等の管理、改善等を陸運事業者が行えない
- ② 荷主先事業者の労働者や、構内に入出入りする他の事業者との混在作業がある。
- ③ 陸運事業者側は、運転手のみの単独作業となる場合が多い。
- ④ 配送先である着荷主と陸運事業者の間には契約関係はなく、運送契約に荷役作業における安全対策を盛り込む手法はとれない。

荷主先における災害発生事例

- ◆ 配送先での荷下ろし作業が終了し、トラック後部で荷台のウイング格納作業を行っていたところ、後退してきた配送先事業場のフォークリフトとトラックの間にはさまれた。（死亡 作業間連絡調整不十分）
- ◆ ロールボックスパレット（箱入飲料水約300kg搭載）をトラックから降ろし、搬入口に敷かれた合板上を移動中、地面と合板との段差にロールボックスパレットの車輪が引っ掛かり、倒れたロールボックスパレットの下敷きとなった。（死亡 作業場所の環境不良）
- ◆ 荷卸のためにトラック運転手が荷台上で玉掛作業を行い、他社労働者がクレーンを操作したところ、クレーン操作機器等が故障していたため地切りした荷が振れ、荷とトラックキャビンの間にはさまれた。（死亡 機器整備不良）
- ◆ 商品を両手で持って納品中、搬入口付近が油で滑りやすくなっており、踏み出した足を滑らせ、足首を骨折した。（休業6週 作業場所の環境不良）
- ◆ 荷を積むために構内にある木製パレットを7段重ねし作業足場として使用していた際、天場に置いたパレットが割れ、バランスを崩して地面に転落、左肩を打撲した。木製パレットは荷主側リフトマンにセットしてもらったが、パレット損傷に気が付かずに作業足場としてしまったもの。（休業1月 パレット損傷）

陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会

1 趣旨・目的

陸上貨物運送事業における労働災害が増加傾向にある中において、労働災害の7割を占め、その多くが荷主、配送先等で発生している荷役作業時の労働災害を防止するため、学識経験者、労使代表者等による検討会を設置し、陸運事業者及び荷主、配送先等の事業者等に対する荷役災害防止に関する今後の安全対策のあり方について検討する。

2 検討事項

- (1) 荷役作業における安全対策のあり方に関すること
- (2) 荷役作業に従事する者や安全管理を担当する者等の人材育成に関すること
- (3) 荷役作業における安全意識の高揚のための支援に関すること
- (4) その他荷役作業における安全対策に関すること

3 委員名簿

	安部 慎二	一般社団法人日本自動車車体工業会	TGL技術分科会委員
	大西 明宏	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所	上席研究員
	大西 政弘	公益社団法人全日本トラック協会	交通・環境部長
(座長)	苦瀬 博仁	東京海洋大学	名誉教授
	黒川 久幸	東京海洋大学学術研究院	流通情報工学部門教授
	宿谷 肇	一般社団法人日本パレット協会	専務理事 (第8回～第10回)
	高瀬 健一郎	一般社団法人日本産業車両協会	専務理事
	福本 博二	一般社団法人日本パレット協会	専務理事 (第1回～第7回)
	二村 浩之	NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	コンプライアンス・リスク統括部 安全品質推進室長
	森山 みずほ	ウーマンカーライフ研究家/モータージャーナリスト	
	世永 正伸	全日本運輸産業労働組合連合会	中央副執行委員長

4 開催状況

第1回	令和3年12月24日
第2回	令和4年1月24日
第3回	令和4年2月24日
第4回	令和4年3月7日
第5回	令和4年3月30日
第6回	令和4年4月28日
第7回	令和4年5月30日
第8回	令和4年6月28日
第9回	令和4年7月25日
第10回	令和4年8月26日 (報告書とりまとめ)

(五十音順)

陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会 報告書目次

- 第1 はじめに
- 第2 検討経過
- 第3 陸運業における労働災害の発生状況
 - 1 死亡災害発生状況
 - 2 死傷災害発生状況
 - 3 荷役作業における労働災害発生状況
- 第4 陸運業における荷役作業の安全対策（提言）
 - 1 トラックの荷台からの墜落・転落による危険防止対策
 - 2 テールゲートリフター作業における安全対策
 - 3 ロールボックスパレット取扱い作業における安全対策
 - 4 フォークリフト作業における安全対策
 - 5 荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割**
 - 6 事業者・労働者の安全意識の高揚・支援等
- 第5 おわりに

荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割

現状及び課題

- ◆ 荷役関連労働災害の約7割が陸運事業者の直接作業指示が及ばない荷主等庭先で発生しており、荷役関連災害の減少には荷主の協力が極めて重要
- ◆ 厚生労働省が平成25年に発出した荷役ガイドラインでは、荷主が実施すべき事項も具体的に示しているが、陸運業者の労働災害防止に関心を有し、荷主向け荷役作業荷役ガイドライン講習会（陸災防 令和2年）に参加した荷主事業者の約9割が、荷役ガイドラインを「知らなかった」「名前だけ知っている」と回答
- ◆ 同講習会参加者へのアンケートでは、荷役ガイドラインに示された事項の今後の実施について「実施したい」との回答が98.4%

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（抄） （平成25年3月25日付基発0325第1号）

第1 目的

第2 陸運事業者の実施事項

第3 荷主等の実施事項

1 安全衛生管理体制の確立等

- (1) 荷役災害防止のための担当者の指名
- (2) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善
- (3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

- ✓ 荷主等事業場で行う必要のある荷役作業を陸運事業者に事前通知（事前通知のない荷役作業は陸運事業者に行わせない）
- ✓ 余裕を持った着時刻の設定（安全作業手順省略の防止）
- ✓ 荷役作業を行う場所を、安全に荷役作業を行える状況に保持
- ✓ 陸運事業者からの不安全な作業指示等への改善要望への対応
- ✓ 陸運事業者の労働者と荷主等の労働者が混在作業を行う場合の作業間の連絡調整

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

- ✓ 荷主等が管理する施設において、できるだけ墜落・転落防止のための施設・設備を用意（安全带取付設備の設置を含む）

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

- （※フォークリフト、クレーン等、コンベヤー、ロールボックスパレット等）
- ✓ 陸運事業者労働者への荷役運搬機械貸与時に、運転資格を確認
- ✓ 法定の定期自主検査及び荷主等労働者に対する荷役作業に必要な安全教育の実施
- ✓ 荷主等が管理する施設において、構内における使用ルールの策定及び掲示、構内制限速度の掲示、通路死角部分へのミラー設置、走行場所と歩行通路の区分、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす、危険個所への覆いの設置 など

(4) 転倒による労働災害の防止対策

- ✓ 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所の整理整頓、つまづきの原因除去、設備改善、台車の用意

(5) 動作の反動・無理な動作による労働災害の防止対策

- ✓ 荷主等が管理する施設における人力荷役の省力対策
- ✓ 荷姿、荷の重量の配慮、重量物取扱い時の荷主労働者による補助

(6) その他の労働災害の防止対策

- ✓ 荷主が用意したパレットの破損状況確認と破損時の交換

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

(1) 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

- ✓ 運送発注時に、改善基準告示を順守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定

(2) 荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育の実施

4 陸運事業者との連絡調整

(1) 荷役作業における役割分担の明確化

- ✓ 運送契約時に、荷役作業等の付帯業務について、書面契約の締結を推進

(2) 配送先における荷卸しの役割分担の明確化

- ✓ 発荷主が着荷主と事前調整し、陸運事業者に通知

(3) 荷役作業実施における荷主等と陸運事業者との連絡調整

- ✓ 陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止担当者に対し、安全作業連絡書の内容を通知

(4) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

- ✓ 十分な休憩時間や着時刻の弾力化に配慮

6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

- ✓ 元請事業場において下請事業場との協議組織を設置・運営（作業間連絡調整、作業場所巡視、安全衛生教育への指導・援助等）

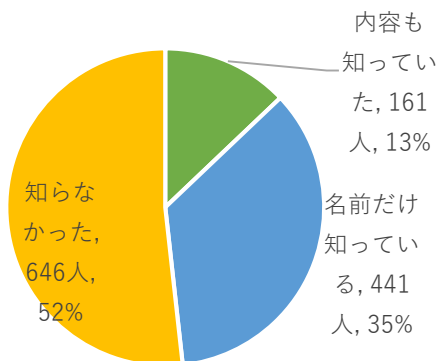
陸災防における荷主等に対する荷役ガイドラインの周知状況

荷主向け講習会の実施状況（厚生労働省委託事業及び補助事業）

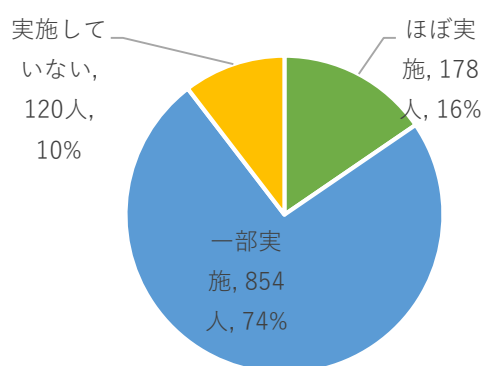
	講習名称	実施回数	受講者数
平成26年度	荷役作業安全ガイドライン周知のための研修会	21回	1,226名
平成27年度	荷役作業安全ガイドライン周知のための研修会	48回	1,936名
令和元年度	荷役災害防止担当者教育講習会（荷主向け）	48回	2,085名
令和2年度	荷役作業安全ガイドライン講習会（荷主向け）	42回	1,276名
令和3年度	荷役災害防止担当者教育講習会	43回	1,261名

令和2年度講習会受講者アンケート結果

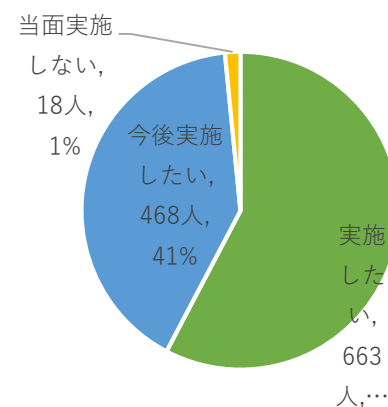
本講習を受講する以前から、「荷役ガイドライン」をご存じでしたか？
(n=1,248)



「荷役ガイドライン」に示された事項の現在の実施状況は？
(n=1,152)



荷役ガイドラインに示された事項の今後の実施について
(n=1,149)



荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割

提言

- 提言 荷主事業者に対し、荷役ガイドラインにおける荷主事業者が行うべき事項の徹底
- ✓ 国は、荷主事業者（製造業、建設業、小売業など）に対して、安全衛生指導をはじめとするあらゆる指導の機会を利用した適切な指導の実施
 - ✓ 関係機関の活用等による荷役ガイドラインの一層の周知
- 提言 厚生労働省の「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」において、荷の積卸し場所を管理する荷主事業者の安全衛生管理責任の明確化について検討

荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割

検討に際し考慮いただきたい本検討会委員の意見（抜粋）

- ◆トラックドライバーが行う積み込み、取り出し、仕分け、棚入れなどの荷役作業時の労働災害を防止するために、発着荷主に対する安全に関する義務が明確になるように出来ると良い。
- ◆直接的な安全対策に関する義務化が困難な場合、例えば、改正貨物自動車運送事業法における荷主の配慮義務のような責務規定が新設できるとよい。さらには、荷主への勧告ができる制度ができると、より効果が期待できる。
- ◆ 運送契約には陸運事業者が要望する荷役作業における安全対策（以下、安全対策）を含むこととし、荷主がその費用を負担すること。また、荷主庭先の事業者は安全対策が適切に実施しているかを確認する義務を負うと共に、安全対策が施されていない場合、陸運事業者あるいは荷主は当該荷役作業の実施を拒否できるようにする。
- ◆ 基本的に陸運事業者はロールボックスパレット等の人力運搬機の所有者ではなく、ロールボックスパレット等に不具合があれば所有者である荷主等に機材の交換や点検の申し出をする必要があるが、顧客である荷主から不具合があったままで使用することを強いられた場合は、拒否することは困難であり、陸運事業者は荷主に対して機材に不具合があった場合は使用拒否ができるようにする。
- ◆ 発・着荷主の事業場のすべりリスクの高い環境での荷役作業を余儀なくされる場合には、荷主は陸運事業者に対して荷役作業中のすべり転倒事故を防止するためにも、靴であれば耐滑性のある靴を提供する、作業環境であれば床面に防滑処理を施す、あるいは濡れた床面を常に清掃する等、耐滑性を担保する義務がある。
- ◆ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の内容について、荷主にフォーカスして訴求するためのツールの作成や活用等。その際、網羅的でなく、強調すべき点を絞ってシンプルに伝わりやすいフレーズ（やや過剰なくらいでも訴求力のあるもの）での働きかけがよいのではないか。例えば、フォークリフト作業に則して言えば、シートベルトの着用、有資格者による操作、安全を担保した用途外作業の範囲や方法など。
- ◆ 2024年以降を見据え、トラックドライバーが荷役作業を行うことが当たり前という前提をいったんリセットして、作業の安全を実現させるための手順や環境整備を行っていく必要性について、関係省庁とも連携の上強く発信することを期待。将来的には、安全への配慮が不十分な荷役現場が忌避される可能性にまで言及することも一考。
- ◆ 荷役の作業効率化を追い求めるとどうしても安全の確保が蔑ろになるので、陸運事業者にお願いしている安全対策（特に災害が多い項目からでもよい）を荷主側に対しても同様に通達できる仕組みを確立できれば、安全意識をより向上させることができ、災害を減らすことができる。

荷役作業における労働災害の防止に向けた要望事項

- ◆ 労働安全衛生法の適用事業者であって、当該事業場内で、荷物の積込、積卸及び付随する作業を陸運事業者の労働者（ドライバー、荷役作業等）に行わせる事業者（発荷主、着荷主等積込、積卸を行う場所の施設、設備等の管理者）は、当該作業を自社の労働者に行わせる場合と同様の労働安全衛生法上の責務を負うような仕組みづくりをご検討いただきたい。
- ◆ 荷役作業安全ガイドラインの法令上の位置付けを明確化する等、その実効性を高めるための方策について検討いただきたい。
- ◆ 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」においては、陸上貨物運送事業が直面する諸問題を解決し、持続可能な社会インフラとして更なる効率化を図るために、着荷主を含む荷主等が一定の役割を担うべきであるという観点から検討いただくようお願いしたい。